

世田谷区告示第310号

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の公表について
東京都知事に対し、東京都後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、
令和8年3月31日付で届出をし、受理されたので、当該東京都後期高齢者医療広域
連合規約の一部を変更する規約を別紙のとおり公表する。

令和8年4月14日

世田谷区長 保 坂 展 人

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

附則第5項中「令和6年度分及び令和7年度分」を「令和8年度分及び令和9年度分」に、「令和6年4月1日現在」を「令和8年4月1日現在」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、令和8年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和7年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。